

2017年3月7日

公認心理師カリキュラム等検討委員会
座長 北村 聖先生

公認心理師受験資格に係る実務経験に関する要望



日本精神分析学会は60余年の歴史を持ち、臨床心理士1772名、医師808名が所属する正会員2720名の力動的な心理療法や精神分析に関する学会です。会員は、医療のみならず、教育、福祉、司法などの領域で力動的な理論と方法に基づく活動を広く行っています。

本学会は、2月22日のカリキュラム等検討会ワーキングチームで提示された「資料5：公認心理師法第7条第2号に係る実務経験について(試案)」に対し、公認心理師を目指す大学卒業者の教育の質を担保する観点から、大きな懸念を抱いております。3月5日の本学会の運営委員会の議を経て本要望書をお送りいたします。

私たちの要望の趣旨をご理解頂き、大学卒業者の公認心理師受験資格に関わる実務経験の期間について、さらにご検討頂きたくお願い申し上げます。

要望

『大学卒業者が受験資格を得る場合に、「公認心理師第7条第1号の者と同等以上の知識及び技能を有する」(附則第3条)に相当の期間は、3年以上とする。』

上記の実務経験の期間は、公認心理師法の附帯決議における「法第七条第一号の大学卒業及び大学院課程修了者を基本とし、同条第二号及び第三号の受験資格は、第一号と同等以上の知識・経験を有する者に与える」ということにも整合するものです。大学卒業後、心理職として様々な業務を行いながら、集中的に心理的支援や心理査定等について学ぶことになる公認心理師養成の2年間の大学院教育と同等の質と量の教育を受けるためには、少なくとも3年以上の期間が必要と私たちは考えます。

本学会の会員は、これまで、多くの大学院において、心理療法や心理査定、地域でのコンサルテーションなどの教育研修に携わって来ましたが、本学会として早い時期から精神科医と大学院修了後の心理職の教育研修システムを構築して参りました。そうした長い経験を通じて、私たちは、心理的支援や心理査定、コンサルテーションのスキルを身につけるためには、知識の習得と実務の経験だけでなく、面接や検査の陪席、熟達者からの事例についての継続的スーパービジョン、事例検討会への参加が必須であると痛感しております。公認心理師の大学院教育は、まさに、集中的にこれらの教育や実習を行うものです。4年制大学卒業の人たちが、十分なスキルがないまま現場に配置されて、働きながら専門家としてのスキルを獲得することには困難が予想されます。システムが整った大学院と同じ期間で、大学卒業者が同じレベルのスキルを獲得できるとは思えません。それゆえ、私たちは、大学卒業者が公認心理師の受験資格を得る場合に必要の実務経験の期間を3年以上にすることを要望する次第です。

以上

2017年3月7日

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課
公認心理師制度推進室 御中

公認心理師受験資格に係る実務経験に関する要望

日本精神分析学会
会長 生地新



日本精神分析学会は60余年の歴史を持ち、臨床心理士1772名、医師808名が所属する正会員2720名の力動的心理療法や精神分析に関する学会です。会員は、医療のみならず、教育、福祉、司法などの領域で力動的な理論と方法に基づく活動を広く行っています。

本学会は、2月22日のカリキュラム等検討会ワーキングチームで提示された「資料5：公認心理師法第7条第2号に係る実務経験について(試案)」に対し、公認心理師を目指す大学卒業者の教育の質を担保する観点から、大きな懸念を抱いております。3月5日の本学会の運営委員会の議を経て本要望書をお送りいたします。

私たちの要望の趣旨をご理解頂き、大学卒業者の公認心理師受験資格に関わる実務経験の期間について、さらにご検討頂きたくお願い申し上げます。

要望

『大学卒業者が受験資格を得る場合に、「公認心理師第7条第1号の者と同等以上の知識及び技能を有する」(附則第3条)に相当の期間は、3年以上とする。』

上記の実務経験の期間は、公認心理師法の附帯決議における「法第七条第一号の大学卒業及び大学院課程修了者を基本とし、同条第二号及び第三号の受験資格は、第一号と同等以上の知識・経験を有する者に与える」ということにも整合するものです。大学卒業後、心理職として様々な業務を行いながら、集中的に心理的支援や心理査定等について学ぶことになる公認心理師養成の2年間の大学院教育と同等の質と量の教育を受けるためには、少なくとも3年以上の期間が必要と私たちは考えます。

本学会の会員は、これまで、多くの大学院において、心理療法や心理査定、地域でのコンサルテーションなどの教育研修に携わって来ましたが、本学会として早い時期から精神科医と大学院修了後の心理職の教育研修システムを構築して参りました。そうした長い経験を通じて、私たちは、心理的支援や心理査定、コンサルテーションのスキルを身につけるためには、知識の習得と実務の経験だけでなく、面接や検査の陪席、熟達者からの事例についての継続的スーパービジョン、事例検討会への参加が必須であると痛感しております。公認心理師の大学院教育は、まさに、集中的にこれらの教育や実習を行うものです。4年制大学卒業の人たちが、十分なスキルがないまま現場に配置されて、働きながら専門家としてのスキルを獲得することには困難が予想されます。システムが整った大学院と同じ期間で、大学卒業者が同じレベルのスキルを獲得できるとは思えません。それゆえ、私たちは、大学卒業者が公認心理師の受験資格を得る場合に必要の実務経験の期間を3年以上にすることを要望する次第です。

以上

2017年3月7日

文部科学省 初等中等教育局
健康教育・食育課 御中

公認心理師受験資格に係る実務経験に関する要望

日本精神分析学会
会長 生地 新



日本精神分析学会は60余年の歴史を持ち、臨床心理士1772名、医師808名が所属する正会員2720名の力動的な心理療法や精神分析に関する学会です。会員は、医療のみならず、教育、福祉、司法などの領域で力動的な理論と方法に基づく活動を広く行っています。

本学会は、2月22日のカリキュラム等検討会ワーキングチームで提示された「資料5：公認心理師法第7条第2号に係る実務経験について(試案)」に対し、公認心理師を目指す大学卒業者の教育の質を担保する観点から、大きな懸念を抱いております。3月5日の本学会の運営委員会の議を経て本要望書をお送りいたします。

私たちの要望の趣旨をご理解頂き、大学卒業者の公認心理師受験資格に関わる実務経験の期間について、さらにご検討頂きたくお願い申し上げます。

要望

『大学卒業者が受験資格を得る場合に、「公認心理師第7条第1号の者と同等以上の知識及び技能を有する」(附則第3条)に相当の期間は、3年以上とする。』

上記の実務経験の期間は、公認心理師法の附帯決議における「法第七条第一号の大学卒業及び大学院課程修了者を基本とし、同条第二号及び第三号の受験資格は、第一号と同等以上の知識・経験を有する者に与える」ということにも整合するものです。大学卒業後、心理職として様々な業務を行いながら、集中的に心理的支援や心理査定等について学ぶことになる公認心理師養成の2年間の大学院教育と同等の質と量の教育を受けるためには、少なくとも3年以上の期間が必要と私たちは考えます。

本学会の会員は、これまで、多くの大学院において、心理療法や心理査定、地域でのコンサルテーションなどの教育研修に携わって来ましたが、本学会として早い時期から精神科医と大学院修了後の心理職の教育研修システムを構築して参りました。そうした長い経験を通じて、私たちは、心理的支援や心理査定、コンサルテーションのスキルを身につけるためには、知識の習得と実務の経験だけでなく、面接や検査の陪席、熟達者からの事例についての継続的スーパービジョン、事例検討会への参加が必須であると痛感しております。公認心理師の大学院教育は、まさに、集中的にこれらの教育や実習を行うものです。4年制大学卒業の人たちが、十分なスキルがないまま現場に配置されて、働きながら専門家としてのスキルを獲得することには困難が予想されます。システムが整った大学院と同じ期間で、大学卒業者が同じレベルのスキルを獲得できるとは思えません。それゆえ、私たちは、大学卒業者が公認心理師の受験資格を得る場合に必要の実務経験の期間を3年以上にすることを要望する次第です。

以上